

令和7年度 函館市住宅リフォーム補助制度

バリアフリー改修
省エネ改修 20万円
最大で
耐震改修 40万円
合計 60万円

函館市住宅リフォーム補助制度



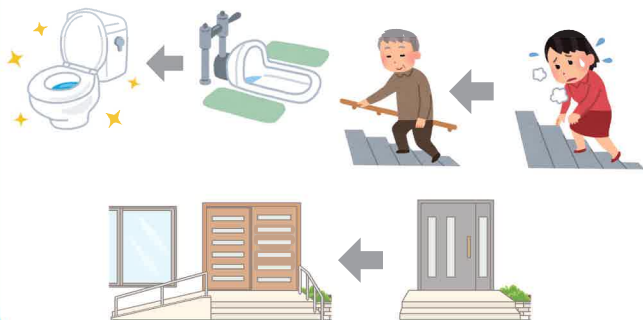
函館市では、既存住宅において環境負荷が少なくかつ、市民の安全・安心な住まいの実現を支援するとともに、市内の建築産業の活性化を図るため、バリアフリー化、省エネ化、耐震化にかかる工事費用の一部を補助しています。

受付：令和7年 5月 7日（水）から
令和7年12月19日（金）まで
（耐震改修工事は、令和7年9月30日まで）

※ 申込みが予算額に達した時点で受付終了

バリアフリー改修

- 対象住宅
一戸建ての住宅・併用住宅（住宅部分）
長屋*・共同住宅* *専有住戸部分のみ
- 対象工事
便所の改修・段差解消
階段勾配の緩和・通路の拡幅
手すりの設置（屋外を含む）
出入口の改修・玄関前スロープの設置



省エネ改修

- 対象住宅
一戸建ての住宅・併用住宅（住宅部分）
長屋*・共同住宅* *浴室の全面改修のみ
- 対象工事
浴室の全面改修
外窓・内窓（新設を含む）・玄関ドア等の交換
壁・天井または屋根の・床の断熱改修
※外壁・屋根の張替、塗装（断熱塗装を含む）は対象外です。



耐震改修

- 対象住宅
一戸建ての住宅
併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）
※ 昭和56年5月31日以前に建築または着工され、木造部分の階数が2以下の木造在来軸組工法の住宅
- 対象工事
耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅を、耐震関係規定に適合するように改修する工事



※ バリアフリー改修と省エネ改修は、市が定める工事基準に該当する場合、補助の対象となります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。か下記窓口へお問い合わせください。

受付・お問合せ先

【バリアフリー・省エネ改修】函館市 都市建設部 住宅課（本庁舎3階）電話：21-3385

【耐震改修】函館市 都市建設部 建築行政課（本庁舎3階）電話：21-3397

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019071000022/





補助を受けられる対象者は？

- ① 市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方
 - ② 市内に所有している住宅を改修して居住する方
- ※ 市税の滞納がない方に限ります。



施工業者の要件は？

次の1もしくは2のどちらかに該当すること

- 1 市内に本店（主たる営業所）を置く事業者で、
次の①～③のいずれかに該当する事業者
 - ① 建設業の許可（建設業法）を受けた事業者
 - ② 北海道住宅リフォーム推進協議会の事業者登録制度に登録している事業者
 - ③ 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険に登録している事業者
- 2 改修工事を行おうとする住宅を建築した事業者



もらえる補助金の額は？

- ① バリアフリー改修および省エネ改修
対象額の20%以内で、補助金の限度額は20万円（千円未満切り捨て）
※ 対象額：基準額の合計または見積書による工事に要する費用のいずれか少ない額
※ バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行う場合であっても、限度額は20万円
- ② 耐震改修工事
耐震改修に要する工事費（消費税相当額を含む）の20%以内で、補助金の限度額は40万円（千円未満切り捨て）



よくある質問

Q1 中古住宅を購入し、改修後に住む場合、補助は受けられますか？



- ・購入した中古住宅の所有権移転登記が済んでいれば、補助申請可能です。
- ・ただし、改修後、実績報告書を提出する際、その住宅に入居したことを確認するため、住民票の写しの添付が必要です。

Q2 アパートなどの賃貸住宅に住んでいますが、改修する場合に補助は受けられますか？



- ・住宅を所有していることが条件となるため、補助は受けられません。

Q3 外壁や屋根の塗装、張替え（葺替え）を行う場合、補助は受けられますか？



- ・補助は受けられません。断熱材の設置等を行う場合は当該部分のみ補助対象となります。



注意事項

- 補助の対象となる工事は、申請年度の2月末日までに工事の受け渡しおよび請負金額の支払いを完了しなければなりません。
- 補助金の申請は、同一年度内において、同一住宅（住戸）または同一市民につき1回限りとなりますが、バリアフリーもしくは省エネの改修工事と併せて耐震改修の申請をする場合は、併せて1回とみなします。
- 次に該当する場合、補助は受けられません。
 - ・新築や増築の場合
 - ・既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合
 - ・補助の対象となる工事の対象額の合計が30万円未満の場合
 - ・補助の対象となる工事が、国や市などの他の補助等と重複する場合
 - ・当年度までの10年間に於いて、当該補助金の交付を受けている方が、その際に対象となった区分（バリアフリー改修、省エネ改修、耐震改修）と同じ区分で工事をする場合